

長建国保特集号

建設長崎

March 号外

2013年3月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 発行責任者●北村政和 編集人●若杉孝雄 印刷●(株)昭和堂 TEL 095-821-1234

平成二十五年度の国の予算獲得に向けては、定率補助金の見直しが危惧された中ではありましたが、全建総連・全国の仲間と共に、組員・家族の皆様と書記局員が一丸となって取り組んだハガキ要請行動(夏冬で三三、四六八通)や、建設国保の重要性と補助水準の維持を、各政党・地元国会議員へ訴え要請行動を取り組んだ結果、概算要求額の満額確保には届きませんでした。総額では、減少しているものの、一人あたりの医療費は、前年度の補助水準に見合う予算額を確保

保することができました。改めて、組員・ご家族の皆様へ感謝申し上げます。新年度の国の予算は一月二十九日に決定しました。一般会計の総額は、九二兆六、一一五億円と過去最大規模となり、一三兆円を超える二四年度補正予算等を加えると、一〇〇兆円を超える規模になっており、社会保障関係費は、全体で一〇、四%増の二九兆四億円となっています。一方、国保組合に対する

導については、国保組合は



療養付加金自己負担一八、〇〇〇円に傷病手当引上げで自己負担軽減

理事長 相川 哲男

二千円減の三、一三五億一千円となっています。また、厚生労働省が、平成二十年度より、実施している特定健診・特定保健指導については、国保組合は

速報値を大きく下回っている状況です。特定健診や特定保健指導の重要性と健康増進を組合員・家族の皆さんに訴え、全体の運動として取り組ま

長建国保は、療養付加金

負担をレセプト1件当たり、一七、五〇〇円以上に引き上げない国保組合に対し、特別調整補助金を交付しない旨の通達を行っています。

療養付加金・償還払い制度について、厚生労働省は平成二十年度以降、六年度以降、医療費自己負担を軽減

建設国保を取り巻く状況は、被保険者の資格の適正化や国保組合の補助金見直しなど、年々、国保の事業運営も厳しい状況となっています。

平成25年度賦課区分別保険料 (月額)

1. 医療分及び後期高齢者支援金分保険料

(単位: 円)

種 別	区 分	平成25年度保険料			
		医療分	支援金分	計	
組 合 員 基本保険料	第1種 (賃金・給与で就労する組合員)	11,000	1,800	12,800	現行据置き
	第3種 (建設業等許可を有しない事業主)	14,400	2,400	16,800	現行据置き
	第3種 (建設業等許可を有する事業主)	17,000	2,800	19,800	現行据置き
	第4種 (第1種組合員で22歳未満の者)	7,000	1,000	8,000	現行据置き
	第5種 (第1種組合員で30歳未満の者)	9,000	1,500	10,500	現行据置き
家族保険料	家族一人につき (5人を限度)	2,900	500	3,400	

2. 介護分保険料

(単位: 円)

種 別	区 分	平成25年度保険料	
第2号被保険者	40歳~65歳未満の者 (一人につき、5人を限度)	1,600	現行据置き



「去る二月二十六日(火)長崎市筑後町のセントヒル長崎において各支部選出の組合会議員三十五名(定数三十八名)の出席で第八十八回組合会が開催され、平成二十四年度決算見込み、並びに平成二十五年度事業計画、及び四〇億四四三万円の新年度予算が審議され、提案された全議案が決定されました。」

組合会の開会に当り、理事會を代表して相川哲男理事長より挨拶があり、国の平成二十五年度予算に絡む国保組合の補助金の状況と補助金確保へのハガキ要請行動等の御礼、さらに特定健診、資格調査、療養付加金の見直しなど、本年度取り組むべき事業や課題等について報告と協力方へのお願がありました。

議事は、昨年九月の臨時組合会で選出された中央支部の本多常秋議長(左宣)の進行で平成二十四年度決算見込み等の報告ののち、二十四年度補正予算、平成二十五年度事業計画、並びに歳入歳出予算など全八議案が提案され、厳しい財政状況の中、療養付加金の見直し等を含む新年度予算が決定しました。

平成二十五年度の予算総額は四〇億四四三万円で、収入面では被保険者の減少により保険料収入が前年度比約七千万円の減収、国庫補助が約二千五百万円の減収となっており、増加する医療費等を賄うため収入不足を繰越金(四億七千五百万円)で賄う予算編成となっています。

また平成二十四年度の決算見込みについても、医療費の急増(前年度比七・三六%増)等で、前年度からの繰越金八億三、四一九万円を除いた単年度収支は約二億六千万円程度の赤字となる見込みで、決算剰余金は約五億七千万円に止まる見込みとなり、平成二十五年度の不足する収入財源として全て充てられることとなります。

「療養付加金の見直しに伴う軽減措置として傷病手当金の支給増額を決定」

予算編成で重要な平成二十五年度医療費の伸びの推計は、本年四月からの療養付加金制度の見直しを考慮して二・七三%(前年度七・三六%)増と見込み、後期高齢者支援金が一人当たり五万二、七四円(前

平成二十五年度事業計画・予算決定

2月26日



新議長の本多常秋さん(中央支部)

25年度も保険料据置き

建設不況を考慮し、保険料を据置き、歳入不足は決算剰余金で補う

平成二十五年度の予算編成に係る保険料収入は、被保険者の減少(組合員の脱退等)による影響で、現行保険料で試算した場合、対前年度比六、九七九万一千円の減収となり、予備費の支出を含めた歳入不足は、四億七、五八六万六千円となり、したが、建設不況が長引く中、二十四年度決算見込みによる剰余金の繰越で賄うこととし、本年度の保険料は据え置くことを決定しました。

しかし、毎年上昇する介護費用や高齢者支援金などで収入不足を補う剰余金も無くなることは明らかで、保険料の引上げも必要となります。ぜひ健康に留意し医療費の節約にご協力下さい。

平成25年度 長建国保歳入・歳出予算
予算総額 四〇億四四三万円

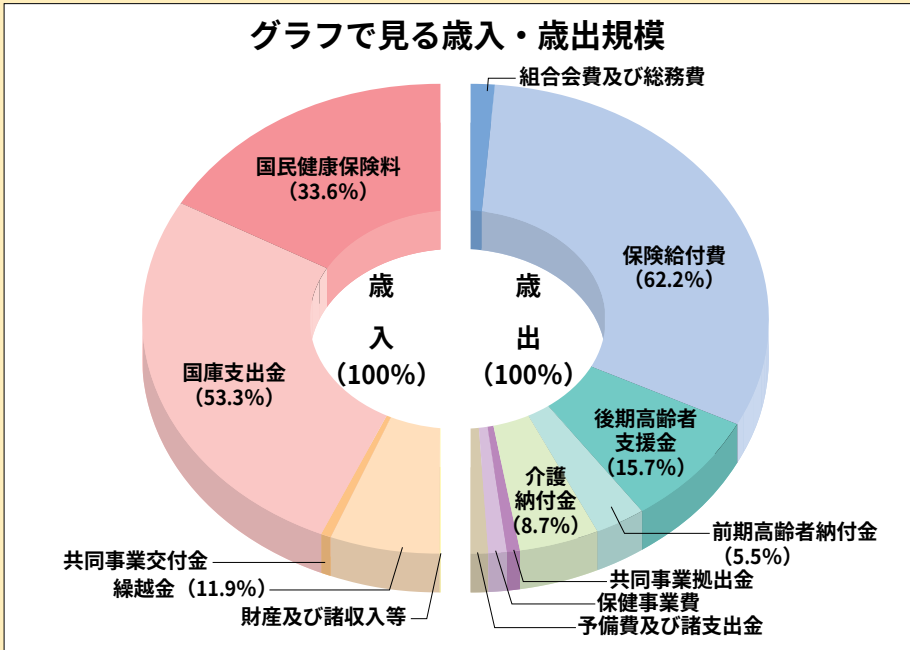
「保険料の据置きと被保険者の減少で保険料収入は予算全体の三割に減少、不足分は国庫補助と繰越金で補う」

平成二十五年度の歳出予算は、被保険者の減少で前年度を大きく下回ると考えられましたが、本年度の医療費の自然増が入院費の高騰で七・三六%増と大きく引き上がっています。

また、後期高齢者支援金の一人当たり負担金が前年比六・五%増の五万二、七四円に引き上がったことや介護納付金も介護費用の上昇で、一人当たり負担金が前年比六・一%増の五万九、八〇〇円に引き上がったこと等で、

予算総額は前年比〇・二三%減の四〇億四四三万円に止まりました。

一方歳入面では、国保組合に対する国庫補助金が減額される中、従来水準で見込んでいますが、被保険者の減少で保険料収入が前年比六、九七九万一千円（四・九%）の減収となり、歳入不足となった約四億七、五八六万六千円は、二十四年度の決算の剰余金充てること歳入不足を補う予算となっています。



歳入 (単位：千円)				
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構成比
1. 国民健康保険料	1,346,668	1,416,459	△69,791	33.6
2. 手数料	1	1	0	0.0
3. 国庫支出金	2,133,085	2,158,839	△25,754	53.3
4. 前期高齢者交付金	1	1	0	0.0
5. 県支出金	1	1	0	0.0
6. 共同事業交付金	44,228	44,832	△604	1.1
7. 財産収入	267	267	0	0.1
8. 寄附金	1	1	0	0.0
9. 繰入金	2	2	0	0.0
10. 繰越金	475,866	389,106	86,760	11.9
11. 諸収入	4,310	4,315	△5	0.1
歳 入 合 計	4,004,430	4,013,824	△9,394	100.0

歳出 (単位：千円)				
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構成比
1. 組合会費	4,213	4,582	△369	0.1
2. 総務費	99,455	101,885	△2,430	2.5
3. 保険給付費	2,492,313	2,500,352	△8,039	62.2
4. 後期高齢者支援金	629,728	624,358	5,370	15.7
5. 前期高齢者納付金	219,582	209,268	10,314	5.5
6. 老人保健拠出金	30	35	△5	0.0
7. 介護納付金	347,571	347,019	552	8.7
8. 共同事業拠出金	55,350	56,093	△743	1.4
9. 保健事業費	79,714	93,517	△13,803	2.0
10. 積立金	2	2	0	0.0
11. 公債費	100	100	0	0.0
12. 諸支出金	1,602	1,602	0	0.0
13. 予備費	74,770	75,011	△241	1.9
歳 出 合 計	4,004,430	4,013,824	△9,394	100.0

平成25年度 長建国保の
主な保健事業

本年度は、特定健診・保健指導の受診向上と、人間ドック健診や各種助成補助事業等の保健事業を実施いたします。

特定健診・保健指導の実施

特定健診の受診率の向上を図るため、医療機関での健診とは別に、土日休日の巡回健診も実施いたします。

人間ドック健診の実施

四十歳以上の被保険者組合員及び配偶者の方を対象に、一泊二日、日帰りの人間ドック健診の費用の一部を助成します。

特別健診の実施

特定健診の際、希望される方を対象に肺がん予防のためのX線検査を実施し、費用を補助します。

インフルエンザ予防接種費用の助成

新型及び季節性インフルエンザワクチンの接種費用に対し、補助を行います。



鍼灸マッサージ
施術費の助成

組合員が長建国保の指定施術院で鍼・灸等の施術を受けられる場合、事前に手続きを行った場合は、長建

国保よりその費用の一部補助を行います。

指定温泉施設入浴料金の
割引と助成

組合が指定する温泉施設の入浴料金を通常の料金より安く利用できる割引及び補助券の発行を行います。



新生児世帯への
月刊誌の無料配布

赤ちゃんを出産された世帯に対し、赤ちゃんの健やかな成長のための育児月刊誌を二年間（二年目は毎月二年目は年四回）無償配布いたします。

健康優良家庭の表彰

組合員、家族の健康管理促進事業として、年間無受診世帯を各支部大会で記念品を添え表彰します。

その他の事業

医療費通知、ジェネリック医薬品希望カードの発行、運動会、ソフトボール大会への助成、常備薬セットの無償配布、各種パンフレットの配付等。

※保健事業の各種助成制度をご利用の方は、所属の支部事務所へお尋ね下さい。

※内容の詳細は、別途組合新聞「建設長崎」でお知らせいたします。

本年四月診療分より
療養付加金と傷病手当金の
支給額変わります

組合機関紙「建設長崎」でお知らせしていましたが、厚生労働省は国保組合の補助金交付について「医療費の自己負担額をレセプト一件当たり一七、五〇〇円以上としない国保組合には、組合特別調整補助金を交付しない。」と通達してきました。

見直すことを決定し、また同時に直しに伴う負担の軽減措置として、傷病手当金の支給額を一日につき一、〇〇〇円引き上げることといたしました。

なお、療養付加の平成二十五年度月診療分からの支給額（郵便局口座への振込）は、三カ月後の本年七月より実施となりますが、平成二十五年三月診療分までの病院からの請求遅延分は、見直し前の支給額となりますので、宜しくお願い申し上げます。

レセプト一件当たり一八、〇〇〇円に

▶療養付加金の支給額

現 行（平成25年3月31日診療分まで）

同一診療月内において、病院や診療所等ごとに請求されるレセプト（診療明細請求書）1枚を1単位として各診療月に支払った一部負担金の額から入院の場合3,000円、外来の場合2,400円、調剤の場合600円を控除した額を支給する



改 正（平成25年4月1日診療分より）

同一診療月内において、病院や診療所等ごとに請求されるレセプト（診療明細請求書）1枚を1単位として各診療月に支払った一部負担金の額から18,000円を控除した額を支給する。

▶傷病手当金の支給額

現 行（平成25年3月31日診療分まで）

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して、第4日目から1日につき3,000円を支給する。（最高60日）



改正後（平成25年4月1日診療分より）

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して、第4日目から1日につき4,000円を支給する。（最高60日）

※下線 — が改正部分です。

療養付加金と傷病手当金の支給額見直しで支給額が変わります

例 同一月内に同一のA病院に14日間入院し、5日間外来通院、薬局で3回の調剤を受けたときの窓口負担（3割）が、入院分75,000円、外来分3,000円、調剤分1,800円で、労務不能であった期間が30日間であった場合。



療養付加金

傷病手当金

現行（平成25年3月診療分まで）

改正後（平成25年4月診療分より）

A病院入院	窓口負担 75,000円	負担基準額 3,000円	=	①支給額 72,000円	→	A病院入院	窓口負担 75,000円	負担基準額 18,000円	=	④支給額 57,000円		
A病院外来	窓口負担 3,000円	負担基準額 2,400円	=	②支給額 600円	→	A病院外来	窓口負担 3,000円	窓口負担が18,000円を超えていないため療養付加金の対象外 0円				
B薬局調剤	窓口負担 1,800円	負担基準額 600円	=	③支給額 1,200円	→	B薬局調剤	窓口負担 1,800円	窓口負担が18,000円を超えていないため療養付加金の対象外 0円				
傷病手当金	労務不能日数 27日	×	支給額 3,000円	=	④支給額 81,000円	→	傷病手当金	労務不能日数 27日	×	支給額 4,000円	=	⑤支給額 108,000円
改正前の支給総額				①②③④の合計額 154,800円	→	改正後の支給総額				④⑤の合計額 165,000円		

※傷病手当金は、労務不能となった日より起算して、第4日目から最高60日分支給されます。

下記のいずれかの証明書類の写しを提出して下さい。

就労形態	【建設業に従事していることを証明する書類例】
事業主	○ 建設業許可業者の通知書（許可の有効期間、建設業の種類等の記載があるもの） ○ 会社の登記簿謄本、又は登記簿の履歴事項全部証明書（建築や土木工事業などの記載があり、直近1年以内に発行されたもの） ○ 所得税確定申告書Bの第1表並びに第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので、職業欄に建設業種、屋号欄に「〇〇建設」などの建設業であることがわかる屋号が記載されているもの） ○ 電気工事等の業者登録証（建築士事務所、解体工事、水道工事等の業者登録証で有効期限の範囲内のもの） ○ 得意先からの発注書、又は工事請負契約書（直近1年以内のもので、工事名称など建設業である内容が記載されているもの） ○ 請求書と領収書 ※見積書は不可。（直近1年以内のもので、工事名称など建設業である内容が記載されているもの） ○ 労働保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの） ○ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの） ○ 健康保険適用除外承認証（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
法人役員 (事業主以外)	○ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業主欄と同様） ○ 健康保険適用除外承認証（事業主欄と同様） ○ 所得税確定申告書Bの第1表並びに第2表（事業主欄と同様） ○ 所得税確定申告書Aの第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので、「給与の支払者の氏名・名称欄」に「〇〇建設」などの建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの） ○ 源泉徴収票（「給与の支払者欄」に「〇〇建設」など建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの）
一人親方	○ 所得税確定申告書Bの第1表並びに第2表（事業主欄と同様） ○ 所得税確定申告書Aの第2表（法人役員欄と同様） ○ 源泉徴収票（法人役員欄と同様） ○ 一人親方労災保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
従業員 (職人)	○ 所得税確定申告書Aの第2表（法人役員欄と同様） ○ 源泉徴収票（法人役員欄と同様）

建設従事者である証明書類

未提出者は資格喪失

= 組合員就労状況調査 =

昨年より厚生労働省の指導に基づき組合員就労状況調査を実施し、調査対象組合員（平成24年 3月1日現在の加入者）の皆様には「建設業に従事していることを証明する書類」の提出をお願いしているところです。まだ提出されていない組合員の方は、早急に所属支部へ必ず提出して下さい。

尚、提出されない場合は組合加入の無資格者として被保険者証を返還の上、資格喪失となります。証明書類等、ご不明な点は所属支部までお問い合わせ下さい。

- ◎ 証明書類に記載されている屋号・商号等（カタカナ・アルファベットなど）が建設業と判断できない場合は、建設業と判断できる他の証明書類を提出いただきます。
- ◎ 免許、資格証や修了証等で期間更新制ではないものは証明書類に該当しません。
- ◎ 所得税確定申告書並びに源泉徴収票は、平成23年分または24年分のいずれかを願います。
- ◎ 証明書類をお持ちでない方は、所属支部にご相談下さい。

建設長崎組合加入職種一覧表

建築大工	型枠大工	左官	タイル工
ブロック工	板金工	塗装工	看板工
建具工	木工	表具工	内装工
畳工	サッシ工	屋根葺工	電気工
鳶工	土木工	解体工	コンクリート圧送工
建設作業員	石工	鉄筋工	鉄骨工
配管工	洗管工	ダクト工	断熱工
外装工	軽天工	フェンス工	穿孔工
造園工	製材工	木工機械工	防蟻工
防水工	潜水工	ボーリング工	築炉工
清掃工	建設機械運転士	設計士	建設事務
住宅機器	測量士	設備工	

